

四日市市教育委員会における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市教委規則第1号

四日市市教育委員会における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市教育委員会の規則で定める手続及び様式のうち申請者等の押印を義務付けているものについて、その特例を定めるものとする。

(押印の省略)

第2条 別表左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

規則名	手続又は様式	備考
四日市市教育委員会公印規則(昭和59年四日市市教委規則第10号)	第2号様式、第3号様式、第4号様式及び第5号様式	第3号様式については、署名その他確認をしたことでの表示をした場合に限る。
四日市市立小中学校管理規則(平成13年四日市市教委規則第3号)	第4号様式及び第7号様式	
四日市市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和56年四日市市教委規則第4号)	第1号様式	
四日市市立幼稚園管理規則(平成13年四日市市教委規則第4号)	第4号様式及び第6号様式	

四日市市立視聴覚センター条例施行規則（平成2年四日市市教委規則第4号）	第6号様式	署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。
四日市市立教育集会所運営規則（昭和48年四日市市教委規則第9号）	第1号様式	
四日市市少年自然の家条例施行規則（昭和62年四日市市教委規則第2号）	第3号様式	署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。
四日市市立博物館条例施行規則（平成5年四日市市教委規則第5号）	第5号様式、第6号様式、第8号様式及び第10号様式	第6号様式については、署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。
四日市市楠歴史民俗資料館条例施行規則（平成22年四日市市教委規則第5号）	第3号様式、第4号様式、第6号様式、第8号様式及び第10号様式	第3号様式については、署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。
四日市市文化財保護条例施行規則（平成5年四日市市教委規則第9号）	第1号様式から第5号様式まで及び第8号様式から第21号様式まで	第1号様式から第5号様式まで、第9号様式から第11号様式まで、第15号様式、第17号様式、第18号様式及び第20号様式については、署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。
四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則（平成30年四日市市教委	第1号様式、第2号様式及び第5号様式	

規則第1号)		
--------	--	--

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(教育委員会教育総務課)